

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 2 月 9 日付鳥取県告示第 119 号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

澤田甚太郎	日野郡江府町大字助澤字細谷上ミ 11 の 2
〃	日野郡江府町大字助澤字細谷上ミ 12 の 2
大岩亀四郎	日野郡江府町大字御机字細谷 744 の 3
下原 忠	日野郡江府町大字俣野字林ケ谷 2582
佐伯 玲子	日野郡江府町大字俣野字吉ケ谷カゲ 2588
下原 一夫	日野郡江府町大字俣野字吉ケ谷日向 2590
森 満	日野郡江府町大字俣野字吉ケ谷日向 2591
下原 米吉	〃
下原 一夫	日野郡江府町大字俣野字吉ケ谷日向 2592
下原 米吉	〃
下原 一夫	日野郡江府町大字俣野字吉ケ谷日向 2593
森 満	日野郡江府町大字俣野字穴ケ峠平 2599 の 1
下原 米吉	〃
森 満吉太	日野郡江府町大字俣野字穴ケ峠平 2600
下原 米吉	〃
森 満吉太	日野郡江府町大字俣野字穴ケ峠平 2601
下原 米吉	〃
下原 一夫	日野郡江府町大字俣野字後口ノ谷 2711
下原 榮市	日野郡江府町大字俣野字牧塔 2716

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

川上作次郎	日野郡江府町大字御机字向山 732 の 1
-------	-----------------------

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え
置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 江府町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課